

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業（高度利用）広庄地区）計画を変更することについて平成21年1月13日認可した。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀